

|      |            |
|------|------------|
| 時期   | 復旧・復興段階    |
| 区分   | 復興体制       |
| 分野   | 復興体制       |
| 検証項目 | 専門家による支援体制 |

|           |  |
|-----------|--|
| 根拠法令・事務区分 | -  |
| 執行主体      | 国、県（自治事務）、市町（自治事務）、各種ボランティア団体など  |
| 財源        | 自主財源<br>・ただし、ひょうご都市づくりセンター（兵庫県）、こうべ・すまい・まちづくり人材センター（神戸市）における専門家派遣については、阪神・淡路大震災復興基金も運用   |
| 概要        | <p>兵庫県や神戸市は、阪神・淡路復興基金を活用し、専門家派遣制度や活動助成制度を創設して、住民によるまちづくり活動に対して支援を行ってきている。この支援事業については、平成11年度からは、被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策とした。</p> <p>また、平成8年9月、被災地のまちづくりを支援するため、全国初の専門家職能集団NPOとして「阪神・淡路まちづくり支援機構」が発足した。阪神・淡路まちづくり支援機構では、複数の職能専門家がチームを組んで、被災地域の復興まちづくりにおける専門的な課題に対応した。</p> <p>阪神・淡路大震災後、発災直後の被害状況把握を迅速に行えるよう、建設省（当時）は、公共土木施設等の被害情報の迅速な収集等をボランティアとして行う「防災エキスパート制度」を平成8年に発足させた。また、応急危険度判定については、平成8年に全国被災建築物応急危険度判定協議会を、宅地の危険度判定については、平成9年に被災宅地危険度判定連絡協議会を設立し、判定員の養成・登録や判定マニュアルの作成などを行った。</p> <p>兵庫県においては、震災後、県内外で大規模災害等が発生した際、緊急に救援活動に赴く「兵庫県災害救援専門ボランティア」の登録・派遣制度を創設した。その専門分野は、救急・救助、医療、介護、手話通訳、建物の危険度判定、情報・通信、ボランティア・コーディネータ、輸送など、多岐にわたる。</p> |

| 阪神・淡路大震災における取組内容とその結果 |   |
|-----------------------|---|
| 国                     | <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>  |
| 県                     | <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>復興県民会議の設置（平成7年2月～）[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p339-340]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に復興県民会議を設置した。</li> <li>設置された会議は、次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>産業復興会議（2/5設置）、ひょうご住宅復興会議（2/16設置）、外国人県民復興会議（2/17）、保健医療福祉復興県民会議（2/23）、兵庫県生涯学習審議会（従前より設置）、新しい家族と地域のネットワーキング会議（3/4設置）、男女共生のまちづくり推進会議（2/22設置。母体は県立女性センター）、食品産業振興連絡調整会議（4/20設置。兵庫県食品産業協議会が推進団体）</li> </ul> </li> </ul> <p>ID149復興計画の策定を参照</p> <p>被災者復興支援会議の発足（平成7年7月）[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p374-376]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7月17日、被災者と行政の間に立ち、被災者の生活再建に向けた課題等を客観的、総合的に検討し、「被災者」の復興に向けた提案等を、行政、被災者双方に向けて行う「被災者復興支援会議」が発</li> </ul> |

足した。同会議は、有識者12名で構成し、現地意見交換会、土曜いどばた会議、常時窓口開設による意見・相談受付、「復興かわらばん」の発行や「情報コーナー」の開設による情報収集・提供、被災者の生活再建に向けた提案活動を実施した。

専門家派遣・まちづくり活動助成制度を創設した。(ひょうご都市づくりセンター)[『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』阪神・淡路大震災調査報告編集委員会,p329][『復興まちづくりのあゆみ』ひょうご都市づくりセンター][ひょうごまちづくりセンターホームページ (<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]

- ・ひょうご都市づくりセンター(現ひょうごまちづくりセンター)は、阪神・淡路大震災によって被災した市街地の住民主体のまちづくりを支援するため、専門家派遣やまちづくり助成などを行うことを目的に、(財)兵庫県都市整備協会内に設置された組織である。
- ・同センターは平成7年9月に開設され、活動を開始した。当初3ヶ月の間だけ活動を行う予定であったが、そのニーズが高かったことから、3年間延長され、さらに平成16年度までの、9年間も延長され、様々な活動を展開した。
- ・ひょうご都市づくりセンターには、専門家派遣やまちづくり助成に対応するための、都市計画家、区画整理士、再開発プランナー、一級建築士、不動産鑑定士等の専門職能家が多数登録されている。
- ・また、同センターが実施する復興まちづくり支援事業に要する経費は(財)阪神・淡路大震災復興基金が負担している。
- ・専門家派遣制度及びまちづくり活動助成制度の概要は、以下のとおりである。

#### 専門家派遣

##### まちづくりアドバイザー派遣

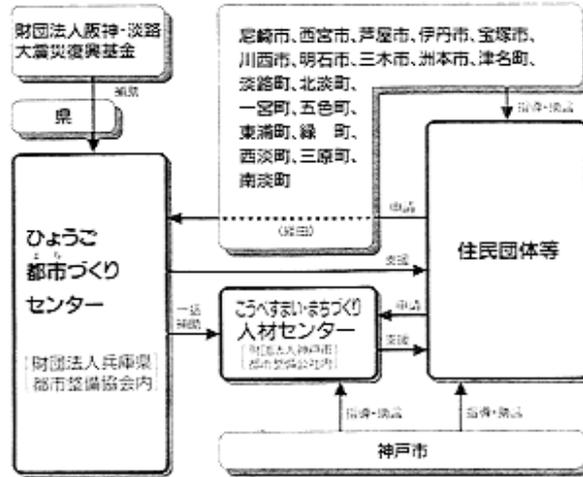
- ・災害救助法適用市町に係る地区に対し、初期のまちづくりを立ち上げ、専門的・技術的な支援を行い、次の助成制度を受けられる体勢にすることを目的に専門家を派遣する制度である。
- ・派遣対象は、「地区のまちづくり」、「建築の共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「関連する法律問題」等に対する相談学習会への対応である。
- ・派遣回数は、原則として5回以内であり、補助額は1人1回5万円が限度である。

##### まちづくりコンサルタント派遣

- ・災害救助法適用市町に係る地区に対し、建築物の共同化・協調化等を主体としたまちづくり計画の策定を支援し、事業実施に向けての体勢を育てることを目的としている。
- ・派遣対象は、「建築物共同化・協調化」、「コーポラティブ住宅建設」、「被災マンション建替」、「まちづくり(概ね0.5ha以上を一単位とする街区)」の各種計画策定である。
- ・また、補助額は、1地区150万円を上限としている。(ただし、7人以上で構成される住民団体等による申請、または被災マンション建替計画にかかる申請については、300万円を上限としている)

##### まちづくり活動助成

- ・災害救助法適用市町に係る地域で、地区の復興に向けて、各種のまちづくり計画を検討する住民団体等の活動費、計画策定費の一部を助成し、まちづくり事業実施に結びつけることを目的とした制度である。
- ・助成対象は、「広報紙、パンフレット等の作成費」、「会場使用料、視察経費、資料作成費等」、「まちづくりの基本構想、事業手法の検討等についてのコンサルタント委託費」、「協議会運営事務費等」である。
- ・また、助成金の限度額は、1地区300万円(3カ年の合計)を限度としている。



ID119住民参加のまちづくりを参照

### 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

#### 被災者復興支援会議の活動状況

[兵庫県ホームページ ([http://web.pref.hyogo.jp/sei\\_fukko/sienkaigi/index.htm](http://web.pref.hyogo.jp/sei_fukko/sienkaigi/index.htm))]

- ・平成7年7月17日～平成11年3月31日：被災者復興支援会議
- ・平成11年4月16日～平成13年3月31日：被災者復興支援会議
- ・平成13年4月1日～現在：被災者復興支援会議

#### ひょうご都市づくりセンターにおける復興まちづくり支援事業の実績

[『復興まちづくりのあゆみ』ひょうご都市づくりセンター][ひょうごまちづくりセンターホームページ (<http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/>)]

平成11年度

| 市町名  | 地区名          | 申請者                   |  |  |
|------|--------------|-----------------------|--|--|
| 尼崎市  | 御園町          | 阪神尼崎駅南地区再開発研究会        |  |  |
|      | JR立花北        | JR立花まちづくりグループ         |  |  |
|      | 阪急塚口駅北第1     | 阪急塚口駅北まちづくり研究会第1グループ  |  |  |
|      | 阪急塚口駅北第2     | 阪急塚口駅北まちづくり研究会第2グループ  |  |  |
|      | 阪急塚口駅北第3     | 阪急塚口駅北まちづくり研究会第3グループ  |  |  |
|      | 築地           | 築地地区復興委員会地区計画検討分科会    |  |  |
|      | 大庄中通2丁目Bブロック | 大庄中通2丁目Bブロック町並み検討グループ |  |  |
|      | 大庄中通2丁目      | 大庄中通街区づくり協議会          |  |  |
|      | 戸ノ内町南        | 戸ノ内町南地区まちづくり協議会       |  |  |
|      | 戸ノ内町北        | 戸ノ内町北地区まちづくり協議会       |  |  |
| 西宮市  | 段上町8丁目       | 段上町8丁目地区計画推進準備会       |  |  |
|      | 里中町          | 里中町自治会                |  |  |
|      | 霞町・松園町       | 夙川霞・松園町まちづくり協議会       |  |  |
|      | 甲子園1-6丁目・戸崎町 | 甲子園口地区まちづくり協議会        |  |  |
|      | 若江・神園町       | 若江・神園町地区まちづくり協議会      |  |  |
|      | 甲子園1番町       | 甲子園一番町まちづくり検討会        |  |  |
|      | 結善町・大居手町・若松町 | 夙川駅北東地区まちづくり協議会       |  |  |
|      | 甲子園三保町       | 甲子園三保町地区まちづくり協議会      |  |  |
|      | 甲陽園目神山町      | やまびこ会                 |  |  |
| 上鳴尾町 | 上鳴尾町自治会      |                       |  |  |
| 芦屋市  | 業平町          | 業平町自治会(まちづくり検討会)      |  |  |
|      | 東芦屋(山手第1)    | 東芦屋まちづくり協議会           |  |  |
|      | 芦屋西部第1       | 芦屋西部まち復興協議会第一地区       |  |  |
|      | 芦屋西部第2       | 芦屋西部まち復興協議会第二地区       |  |  |
| 伊丹市  | 阪急伊丹駅東       | 阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合三役会 |  |  |
|      | 池尻           | 池尻会                   |  |  |

|     |       |                 |  |  |  |
|-----|-------|-----------------|--|--|--|
| 宝塚市 | 高松・未成 | 高松地区まちづくり協議会    |  |  |  |
|     | 千種    | 千種地区計画準備委員会     |  |  |  |
| 明石市 | 西明石南  | 西明石南町活性化委員会     |  |  |  |
|     | 大蔵    | 大蔵まちづくりの会       |  |  |  |
| 三木市 | 緑が丘   | 緑が丘生き生きまちづくり協議会 |  |  |  |

平成12年度

| 市町名       | 地区名            | 申請者                 |                     |  |  |
|-----------|----------------|---------------------|---------------------|--|--|
| 尼崎市       | J R立花駅北        | J R立花駅北地区まちづくりグループ  |                     |  |  |
|           | 玄番北之町          | 新三和まちづくりグループ        |                     |  |  |
|           | 国道43号沿道東       | 国道43号沿道東地区まちづくりグループ |                     |  |  |
|           | 国道43号沿道西       | 国道43号沿道西地区まちづくりグループ |                     |  |  |
|           | 御園町            | 阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合 |                     |  |  |
|           | 大庄中通2丁目        | 大庄中通2丁目街区づくり協議会     |                     |  |  |
|           | 築地             | 築地地区復興委員会           |                     |  |  |
|           | 戸ノ内町南          | 戸ノ内町南地区まちづくり協議会     |                     |  |  |
|           | 戸ノ内町北          | 戸ノ内町北地区まちづくり協議会     |                     |  |  |
| 西宮市       | 甲子園浜田町、砂田町、六石町 | 甲子園浜田町外地区計画準備会      |                     |  |  |
|           | 甲陽園目神山町        | 甲陽園目神山まちづくり協議会      |                     |  |  |
|           | 甲子園二・三番町       | 甲子園二・三番町まちづくり協議会    |                     |  |  |
|           | 段上町8丁目         | 段上町8丁目地区計画推進準備会     |                     |  |  |
|           | 里中町            | 里中まちづくり協議会設立準備会     |                     |  |  |
|           | 上鳴尾町           | 上鳴尾まちづくり協議会         |                     |  |  |
|           | 甲子園五番町・花園町     | 甲子園五番町・花園町自治会       |                     |  |  |
|           | 甲子園洲島町         | 甲子園洲島町福祉会           |                     |  |  |
|           | 霞・松園町          | 夙川霞・松園町まちづくり協議会     |                     |  |  |
|           | 結善町・大井手町・若松町   | 夙川北東地区まちづくり協議会      |                     |  |  |
|           | 甲子園口1-6丁目・戸崎町  | 甲子園口地区まちづくり協議会      |                     |  |  |
|           | 甲子園一番町         | 甲子園一番町まちづくり検討会      |                     |  |  |
|           | 芦屋市            | J R芦屋駅南A地区          | J R芦屋駅南A地区共同建替推進協議会 |  |  |
| 東芦屋(山手第一) |                | 東芦屋まちづくり協議会         |                     |  |  |
| 業平町       |                | 業平町自治会(まちづくり検討会)    |                     |  |  |
| 伊丹市       | 阪急伊丹駅東         | 阪急伊丹駅東地区再開発準備組合     |                     |  |  |
|           | 池尻             | 池尻会                 |                     |  |  |
| 宝塚市       | 高松・未成          | 高松地区まちづくり協議会        |                     |  |  |
| 明石市       | 大蔵             | 大蔵まちづくりの会           |                     |  |  |
|           | 西明石南           | 西明石南町活性化委員会         |                     |  |  |
| 三木市       | 緑が丘            | 緑が丘まちづくりを考える会       |                     |  |  |

平成13年度

| 市町名 | 地区名           | 申請者                 |  |  |  |
|-----|---------------|---------------------|--|--|--|
| 尼崎市 | 国道43号沿道城内     | 城内地区のまちづくりを推進する会    |  |  |  |
|     | 国道43号沿道武庫川・元浜 | 国道43号沿道武庫川・元浜地区グループ |  |  |  |
|     | 国道43号沿道竹谷     | 国道43号沿道竹谷地区グループ     |  |  |  |
|     | 御園町           | 阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合 |  |  |  |
|     | 築地            | 築地地区復興委員会           |  |  |  |
|     | 武庫之荘地区        | 武庫之荘のまちづくりを推進する会    |  |  |  |
| 西宮市 | 広田町           | 広田町まちづくり準備会         |  |  |  |
|     | 甲陽園目神山町       | 甲陽園目神山地区まちづくり協議会    |  |  |  |
|     | 甲子園二・三番町      | 甲子園二・三番町まちづくり協議会    |  |  |  |
|     | 甲子園浦風町        | 浦風まちづくり協議会設立準備会     |  |  |  |
|     | 甲子園浜田         | 甲子園浜田地区まちづくり協議会     |  |  |  |
|     | 段上町8丁目        | 段上町8丁目地区計画推進準備会     |  |  |  |
|     | 里中町           | 里中まちづくり協議会          |  |  |  |
|     | 甲子園洲島町        | 甲子園洲島地区まちづくり協議会     |  |  |  |
|     | 上鳴尾町          | 上鳴尾まちづくり協議会         |  |  |  |
|     | 甲子園五番町・花園町    | 甲子園五番町・花園町まちづくり協議会  |  |  |  |
|     | 伏原町           | 伏原町まちづくり準備会         |  |  |  |
| 芦屋市 | 楠町西           | 楠町西地区まちづくり協議会       |  |  |  |
|     | J R芦屋駅北       | J R芦屋駅北まちづくり研究会     |  |  |  |
|     | 業平町           | 業平町自治会(まちづくり検討会)    |  |  |  |

|     |          |                    |  |  |  |
|-----|----------|--------------------|--|--|--|
| 伊丹市 | 阪急伊丹駅東   | 阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合 |  |  |  |
| 宝塚市 | 高松・未成    | 高松地区まちづくり協議会       |  |  |  |
|     | 高松町14番街区 | 高松町14番街区共同建て替え検討会  |  |  |  |

平成14年度

| 市町名 | 地区名       | 申請者                   |  |  |  |
|-----|-----------|-----------------------|--|--|--|
| 尼崎市 | 国道43号沿道城内 | 城内地区のまちづくりを推進する会      |  |  |  |
|     | 国道43号沿道開明 | 国道43号沿道開明地区沿道地区計画検討会  |  |  |  |
|     | 御園        | 阪神尼崎駅南A地区市街地再開発準備組合   |  |  |  |
|     | 築地        | 築地地区復興委員会             |  |  |  |
|     | 武庫之荘1・2丁目 | 武庫之荘1・2丁目のまちづくりを推進する会 |  |  |  |
|     | 武庫之荘3・4丁目 | 武庫之荘3・4丁目のまちづくりを推進する会 |  |  |  |
| 西宮市 | 広田町       | 広田町まちづくり準備会           |  |  |  |
|     | 甲陽園目神山    | 甲陽園目神山地区まちづくり協議会      |  |  |  |
|     | 甲子園二・三番町  | 甲子園二・三番町まちづくり協議会      |  |  |  |
|     | 甲子園浦風町    | 甲子園浦風町まちづくり協議会        |  |  |  |
|     | 甲子園浜田     | 甲子園浜田地区まちづくり協議会       |  |  |  |
|     | 里中町       | 里中まちづくり協議会            |  |  |  |
|     | 甲子園洲島町    | 甲子園洲島地区まちづくり協議会       |  |  |  |
|     | 上鳴尾町      | 上鳴尾町まちづくり協議会          |  |  |  |
|     | 甲子園五番町・花園 | 甲子園五番町・花園町まちづくり協議会    |  |  |  |
|     | 名次町       | 名次町まちづくり協議会設立準備会      |  |  |  |
|     | 浜甲子園      | 浜甲子園地区まちづくり協議会        |  |  |  |
|     | 伏原町       | 伏原町まちづくり協議会           |  |  |  |
|     | 楠町西       | 楠町西地区まちづくり協議会         |  |  |  |
|     | 若宮町       | 若宮町まちづくり協議会           |  |  |  |
| 伊丹市 | 阪急伊丹駅東    | 阪急伊丹駅東地区市街地再開発準備組合    |  |  |  |
|     | 高松・未成高松   | 地区まちづくり協議会            |  |  |  |
|     | 高松町14番街区  | 高松町14番街区共同建て替え検討会     |  |  |  |

注意： - まちづくりアドバイザー派遣、 - まちづくりコンサルタント派遣、 - まちづくり活動助成

ID119住民参加のまちづくりを参照

市 町

阪神・淡路大震災に対して取った措置  
 まちづくり協議会の活動支援等（神戸市）[『阪神・淡路大震災復興誌（第5巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会,p454]

- 神戸市は、昭和56年12月に全国で初めて「まちづくり条例」（神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例）を制定し、まちづくり協議会等に対するコンサルタント等専門家の派遣や、まちづくり活動経費の一部の助成を実施している。

ID119住民参加のまちづくりを参照

専門家派遣及びまちづくり活動助成制度の創設（こうべすまい・まちづくり人材センター）[阪神・淡路まちづくり支援機構附属研究会編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版][こうべまちづくりセンターホームページ（<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/>）]

- 神戸市では、阪神・淡路大震災発生後に急激に高まった、すまいやまちの復興に関する住民の相談ニーズに対するため、従来実施していた複数の専門家派遣制度を一元化させ、平成7年7月、神戸市都市整備公社内に、「こうべ・すまいまちづくり人材センター」を発足させた。
- センターには、建築・都市計画コンサルタントの他、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、税理士など各方面の専門家が登録されている。
- これらの復興まちづくり支援制度は、神戸市からの委託と阪神・淡路大震災復興基金からの補助金により運用されている。
- こうべすまい・まちづくり人材センターで行っている支援の概要は、以下のとおり。

専門家派遣  
 アドバイザー派遣  
 ・地元からの要請に応じ、すまいまちづくりの初動期の地元勉強会に登録専門家（コンサルタント、

弁護士等)をアドバイザーとして派遣し、「すまい・まち」の復興に、住民が主体的に取り組む上で必要となる基本的な知識や情報を提供するとともに、権利者間の意志疎通が進むよう支援する。

コンサルタント派遣

- ・地元からの要請に応じて、登録専門家を地元へ派遣し、復興まちづくりに関する基本構想案や基本計画案等の策定作業を支援するとともに、その作業を通して、事業化に向けての問題点の抽出や解決策の検討を手助けするとともに、権利者間の合意形成が円滑に進むよう支援する。

専門家派遣の具体的な内容については、下表のとおり。

活動助成

- ・まちづくり協議会等、まちづくり活動団体に助成を行う。(1団体20万円～100万円、3年を限度とする。)

| 種別                   | 内容  | 対象                             | 団体要件   | 委託料     |
|----------------------|---|--------------------------------|--|---------|
| アドバイザー派遣<br>(1次)     | まちづくり勉強会<br>(原則5回)                                      | 共同化、マンション<br>再建、まちづく<br>り      | 複数の権利者   | 3万円×5回  |
| アドバイザー派遣<br>(2次)     | より具体化するた<br>めの勉強会                                       | 共同化・協調化、<br>マンション再建<br>まちづくり計画 | 権利者の約1/2<br>概ね500㎡以上の区域<br>の地区を代表する組織                                | 1件50万円  |
| コンサルタント派<br>遣(1次・2次) | (1次)<br>基本構想案、基本<br>計画案の作成<br>(2次)<br>事業計画案の作成          | 共同化・協調化<br>マンション再建             | 要件に適合する建物<br>共同化等を計画をする<br>土地所有者等の団体<br>権利者の2/3以上の同<br>意(2次派遣は3/4以上) | 500万円以下 |
|                      | (1次)<br>住民の意向調査、<br>まちづくり方針案<br>の作成<br>(2次)<br>事業計画案の作成 | まちづくり計画                        | 概ね500㎡以上の街区<br>を単位とする区域の地<br>区を代表する組織                                |         |

出典：阪神・淡路まちづくり支援機構付属研究会編『提言 大震災に学ぶ住宅とまちづくり』東方出版

ID119住民参加のまちづくりを参照

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

こうべ・すまいまちづくり人材センターにおける専門家派遣の実績

[こうべまちづくりセンターホームページ (<http://www.kobe-toshi-seibi.or.jp/matisen/>)]

- ・年度別実績は、以下のとおりである。

| 年 度  | 建築物<br>共同化 | マンショ<br>ン建替 | コーポラテ<br>ィブ住宅 | まちづく<br>り計画 | 道路整備<br>型グルー<br>プ再建 | 区画整理 | 住まい再<br>建相談他 | 合計  |
|------|------------|-------------|---------------|-------------|---------------------|------|--------------|-----|
| 7年度  | 48         | 26          | 0             | 15          | 0                   | 11   | 1            | 101 |
| 8年度  | 49         | 13          | 3             | 28          | 5                   | 18   | 14           | 130 |
| 9年度  | 51         | 4           | 3             | 30          | 15                  | 15   | 11           | 129 |
| 10年度 | 31         | 8           | 4             | 41          | 9                   | 12   | 14           | 119 |
| 11年度 | 23         | 2           | 0             | 51          | 40                  | 12   | 20           | 148 |
| 12年度 | 7          | 0           | 1             | 56          | 19                  | 13   | 0            | 96  |
| 13年度 | 8          | 1           | 1             | 41          | 11                  | 12   | 0            | 74  |
| 14年度 | 6          | 2           | 0             | 54          | 10                  | 11   | 0            | 83  |
| 合計   | 223        | 56          | 12            | 316         | 109                 | 104  | 60           | 880 |

・派遣種類別実績（平成7年度～平成11年度累計）は、以下のとおりである。

|               | 建築物<br>共同化 | マンショ<br>ン建替 | コーポラ<br>ティブ<br>住宅 | まちづく<br>り計画 | 道路整備<br>型グルー<br>プ再建 | 区画整理 | 住まい再<br>建相談他 | 合計  |
|---------------|------------|-------------|-------------------|-------------|---------------------|------|--------------|-----|
| アドバイザー<br>ー1次 | 44         | 13          | 4                 | 90          | 17                  | 1    | 57           | 226 |
| アドバイザー<br>ー2次 | 53         | 10          | 3                 | 77          | 10                  | 0    | 3            | 156 |
| コンサルタ<br>ント1次 | 95         | 28          | 3                 | 58          | 81                  | 12   | 0            | 277 |
| コンサルタ<br>ント2次 | 31         | 5           | 2                 | 91          | 1                   | 91   | 0            | 221 |
| 合計            | 223        | 56          | 12                | 316         | 109                 | 104  | 60           | 880 |

ID119住民参加のまちづくりを参照

その他

阪神・淡路大震災に対して取った措置

阪神・淡路大震災において、全国各方面からの専門家により行われた後方支援活動を例示すると、下記のとおり。

学会による技術的支援

- ・日本都市計画学会関西支部特別委員会と建築学会近畿支部都市計画部会との合同による被害実態緊急調査が2月初旬に行われた。
- ・この調査結果は、その後の復興計画策定などの行政上の諸作業の基礎的情報となった。また地元の対策本部等が、地区内の被害の状況を把握する上ではこの被災状況図は重要な情報となった。さらに、都市住宅学会は関西支部を中心に近畿の大学によびかけ、上記緊急調査の被災度調査データに基づいて町丁目別住宅被災戸数調査を行っている。

職能団体等の専門的技術支援

- ・職能団体としての活動の中では建築士による震災直後の応急危険度判定が最も大規模な調査支援であった。建築士会の中では静岡県建築士会が震災後2日目に判定士の資格を持つ建築士を派遣している。
- ・復旧段階では建築の修復か解体かの判断について、各地のまちづくり協議会が建築士の協力による相談業務を行っている。真野地区では、この相談業務の基礎情報とするため地区内約2500棟の建築のうち損壊した約600棟について、大阪建築士会、新潟県建築士会上越支部、京都市在住の建築家有志の支援により1棟ずつの建築損壊状況の詳細調査を行っている。
- ・再開発コーディネーター協会は現地対策本部東京支援本部を設置してコンサルタントの派遣、マンション復興相談、権利調整等にかかわるマニュアル作成等を行っている。

復興期における大学研究室、大学教員、コンサルタントなどによる支援

- ・この時期に各学会の活動は体系化し、調査・研究、シンポジウムの開催、震災の総合的な被害実態調査報告の作成等が活発に行われている。
- ・近畿圏の大学研究室では震災後精力的に復興まちづくりに関連する調査を行っている。復興まちづくりに関わるコンサルタントの調査・計画も軌道に乗ってきた。これらの相互の情報交流を図ると共にまちづくりの課題を考えることを目的に、専門家ボランティアやコンサルタントを含めて被災地定点調査交流会が平成8年4月4日の第1回を皮切りに定期的に行われ始めた。
- ・大学研究室あるいは大学教官個人として、住民主体の復興まちづくりを支援してきた活動も見逃せない。第1は、震災後2ヶ月で行われた都市計画決定がきっかけで、その後、様々な支援をつづけているものである。森南地区、六甲道南再開発地区、西須磨地区、北淡町富島地区などはその例である。第2は、自らが震災により被災したことが契機で地区復興に取り組み、専門家として関わっている六甲道地区、住吉地区の例である。被災地住民の側からみれば自治体でもなく企業でもない中立的存在が必要であり、大学研究者や研究室への期待があることも否定できない。

資料：『阪神・淡路大震災調査報告 建築編10 都市計画・農漁村計画』（阪神・淡路大震災調査報告編集委員会より抜粋整理）

阪神・淡路まちづくり支援機構による活動（平成8年9月～）

- ・平成8年9月、被災地のまちづくりを支援するため、全国初の専門家職能集団NPOとして「阪神・淡路まちづくり支援機構」が発足した。主たる構成団体は、弁護士会、税理士会、土地家屋調査士会、不動産鑑定士会、司法書士会、建築家協会、建築士会、建築士事務所協会の各近畿（兵庫、大阪）支部である。活動範囲は、敷地境界線確認、狭小宅地共同化、マンション再建、建物診断、老朽度判定、耐震補強、土地区画整理事業、地区計画策定、建築協定締結、不動産価格判定、登記事務、税務相談、紛争調停など。[『震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡』兵庫県土地家屋調査士協会][兵庫県弁護士会『阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡』ぎょうせい]
- ID119住民参加のまちづくりを参照

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

阪神・淡路まちづくり支援組織の主たる活動記録を列挙すると、以下のとおりである。

| 地区         | 派遣専門家                              | 概要  | 経過   |
|------------|------------------------------------|---|--|
| 神戸市<br>長田区 | 弁護士<br>建築士                         | 擁壁が震災で損壊したため、隣接地住民が共同して擁壁の復旧を実現し、又境界の確認をしたいとする支援要請があった。   | 当該擁壁で支持された地盤上の建物（半壊状態）の撤去を要するにもかかわらず、当該建物は借地権者の所有であり、土地所有者、建物所有者間の権利調整が整わず、訴訟提起を要するに至った。   |
| 西宮市        | 建築士<br>土地家屋調査士<br>司法書士<br>弁護士      | 広範な地域全体の地盤が数十センチメートル移動し、当該地区においては広域的な地盤の移動にあたるものとして、移動後の境界を新たな境界として再確定をしようとする住民の要望があった。   | 対象地区内住民の大多数の同意を得られるに至り、西宮市との協議もなっており、平成10年1月には、市道位置指定のための官民境界確認もなり、同年6月には、地区土地問題協議会の設立を実現した。   |
| 神戸市<br>垂水区 | 弁護士<br>税理士<br>建築士                  | 被災高齢者がグループで共同生活を送り、これをボランティアが支えるという、グループホーム建設のプランがもち上がり、土地の権利関係の調整、グループホーム建設運営に関する税務、法務的アドバイスをを行った。   | この支援は、現状一時中断状況にある（平成12年時点）。問題点はきまこまかなグループホーム運営をめぐるソフト面での支援も必要であって、ハード面の物的なまちづくりを主眼とする支援機構の支援に限界があったことである。                            |
| 神戸市<br>長田区 | 弁護士<br>土地家屋調査士                     | 一本の細街路をはさむ東西各7軒の世帯間で、道路を4m幅員に拡張し、建築基準法上の道路幅員の要件を確保して再建を図る。  | 派遣専門家のアドバイス、住民間の協議を経て、全世帯が道路中心線から等距離に敷地境界を後退させて、公平に境界確認をすることが合意され共同再建が実施されることとなった。   |
| 神戸市<br>兵庫区 | 不動産鑑定士<br>弁護士                      | 管理組合の要請で方針決定の参考に供するため、主として損壊状況が建物価格の2分の1以上の減失にあたるか否か、また補修に過分の費用を要するかどうか等、建替要件について、鑑定意見が求められた。   | 調査した結果、支援機構派遣の不動産鑑定士が、2分の1以上の減失であるか否かの点については、これを肯定する鑑定意見書を提出したが、補修に過分の費用を要するかについては、資料不十分なため判断を控えた。                                   |
| 芦屋市        | 不動産鑑定士<br>弁護士<br>建築士               | 区分所有者の内、かなりの割合が高齢者であった。経済的窮迫のため資産的価値を重視して建替を補修、1棟を建替えにできないかというプランも含めるというよりも、補修して居住できれば足りるという意見も多く、建替えと補修がほぼ半々という意見調整が困難な状態であり、アドバイスをできなかった。   | 1団地内連棟の2棟のマンションであったため、1棟を補修、1棟を建替えにできないかというプランも含め、総合的に復興方針を検討するためのアドバイス、調査等に関与したが、結局、本格的に支援に入ることができなかった。                             |
| 神戸市<br>灘区  | 不動産鑑定士<br>弁護士                      | マンション建替え決議に伴い、反対者への売渡請求についての価格鑑定の依頼があった。  | 価格鑑定を実施した。   |
| 神戸市<br>灘区  | 建築士<br>弁護士<br>税理士<br>司法書士          | 重点復興地域からはずれた市場の再建を図るのに、元の借地の占有部分の範囲の確定に困難を極め、かつ借地権割合をどう評価するかの点等が、再建後の建物の権利関係（持分比率等）を画すことから、地権者間でこの権利調整に努めてきた。当初より中心になって支援してきたコンサルタントに加え、当支援機構から弁護士、税理士、司法書士の派遣をすることとなり、検討会、相談会を重ねた。 | その結果借地割合を5割とする権利調整が実現し、鉄筋5階建て、延べ床面積1,600㎡（再開店舗は店主らが高齢化のため5店舗に減少したが2階以上は住宅の用途となった）の、優良建築物等整備事業の補助を受けるに至り、建築も完了した。                     |
| 神戸市<br>長田区 | 弁護士<br>税理士(チーム)                    | 8名の地権者が、約730㎡の敷地に、共同住宅を建設しようとの計画を立てているところ、共同化の結果生じる土地建物の持分比率の調整に伴う譲渡所得税、あるいは土地の共有化に伴う特有の課税上の問題が生じた。   | 共同化に伴う税務、法務の問題について、派遣専門家によるアドバイスをを行った。   |
| 神戸市<br>兵庫区 | 弁護士<br>税理士(チーム)<br>司法書士<br>土地家屋調査士 | 湊川町東部地区（同町1～4丁目）が重点復興地域、密集住宅市街地整備促進事業の対象地区の追加指定を受けた。港川町1、2丁目では、組合施行の土地区画整理事業を行うと共に、港川町共同住宅建設組合を事業主体として、共同住宅建設事業を実施している。   | この事業化の過程では、弁護士他各種専門家の尽力があったが、さらに共同住宅建設事業の実施について、3棟の建物のうち、1棟については税理士の一派の調査による地権者の税務相談、1棟については司法書士による登記関係の調査等々、各区域のニーズに対応した専門家の派遣を行った。 |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
|                                    | <p>以下の参考文献より編集<br/> 兵庫県土地家屋士協会：震災から復興への記録 土地家屋調査士の活動と地元復興への足跡、1998.1<br/> 兵庫県弁護士会：阪神・淡路大震災 From'95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡、ぎょうせい、2000.11<br/> ID119住民参加のまちづくりを参照</p>   |
| <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果</p> |   |
| 国                                  | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み<br/> 防災エキスパート制度の発足（平成8年）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した公共土木施設等の被害情報の迅速な収集、円滑な災害復旧事業の査定事務等に資するため、国、地方公共団体等に対し支援を行う防災エキスパート制度を平成8年1月に創設した。[社団法人近畿建設協会ホームページ<a href="http://www.kyokai-kinki.or.jp/bousai/">http://www.kyokai-kinki.or.jp/bousai/</a>][『国土交通省防災業務計画』（平成14年5月）]</li> <li>全国被災建築物応急危険度判定協議会の設立（平成8年）[『平成12年版建設白書』建設省]</li> <li>被災直後に被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、平成8年4月に、国土交通省、都道府県、建築関連団体、都市基盤整備公団等から構成される、全国被災建築物応急危険度判定協議会を設立した（事務局：(財)日本建築防災協会）。協議会では、応急危険度判定の方法、都道府県相互の支援等に関して事前に会員間の調整を行うなど、応急危険度判定の実施体制の整備を図っている。</li> <li>052住宅の応急危険度判定を参照</li> <li>被災宅地危険度判定連絡協議会の設立（平成9年）[『平成12年版建設白書』建設省][被災宅地危険度判定連絡協議会HP <a href="http://www.hisaitakuti.jp/">http://www.hisaitakuti.jp/</a>]</li> <li>平成9年5月に、被災宅地の危険度を判定し、二次災害の防止等を図るための災害後の初動体制の強化に向け、都道府県、政令指定都市からなる「被災宅地危険度判定連絡協議会」が発足した。協議会では、被災時に判定士を活用して、危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、危険度判定の方法の改善や会員相互の支援についての調整、危険度判定の実施体制の整備などを推進している。</li> <li>国土交通省では、平成9年5月に、大規模災害により被災した宅地の危険度を判定する「被災宅地危険度判定士」を創設した。被災宅地危険度判定士の登録・育成については、被災宅地危険度判定連絡協議会が行っている。</li> <li>052住宅の応急危険度判定を参照</li> <li>特定非営利活動促進法の制定（平成10年、平成14年一部改正）</li> <li>特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、市民が行う自由な社会貢献活動の発展を促進することを目的に、平成10年3月に制定され、同年12月に施行された。特定非営利活動の種類に、まちづくり活動が位置づけられた。</li> <li>平成14年12月には、法附則の検討条項の規定を踏まえ、特定非営利活動の種類追加や設立認証の申請手続の簡素化、暴力団を排除するための措置の強化、等の規定を盛り込んだ「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が成立した（施行：平成15年5月1日）。</li> <li>[特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）][特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（法律第173号）]</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果<br/> 防災エキスパート制度<br/> 全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局において約4,600人が防災エキスパートとして登録されている。</p> <p>応急危険度判定士の登録者数[全国被災建築物応急危険度判定協議会HP <a href="http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm">http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm</a>]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年3月末現在で、97,450人が登録されている。</li> <li>被災宅地危険度判定士の登録者数[『平成12年版建設白書』建設省]</li> <li>平成12年3月末において、4,025人が登録されている。</li> </ul> |
| 県                                  | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み<br/> 専門家派遣・まちづくり活動助成制度（ひょうご都市づくりセンター）[ひょうごまちづくりセンターホームページ（<a href="http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/">http://www.hyogo-ctc.or.jp/machicen/</a>）]</p>   |

- ・平成7年度から実施している、活動費の助成やアドバイザー・コンサルタントの派遣等の支援を行う「復興まちづくり支援事業」を、平成11年度からは、被災地での取り組みの成果を踏まえ、全県施策とした（まちづくり支援事業）  
兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会の設立[『阪神・淡路大震復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会,p565]  
[兵庫県HP <http://web.pref.hyogo.jp/kentiku/bousai/oukyu.htm>]
- ・被災建築物の二次災害を防止するため、県内に在住及び在勤する建築士等を対象に、応急危険度判定士を登録・養成している。
- ・また、平成9年1月に、兵庫県被災建築物応急危険度判定協議会を設立し、判定実施体制や連絡体制の整備、研修・訓練等の企画・実施等の事業を行っている。  
052住宅の応急危険度判定を参照  
兵庫県防災エキスパート制度[『阪神・淡路大震復興誌（第4巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会p577]
- ・平成10年5月、（財）兵庫県建設技術センターは、災害の発生時に道路、河川などの公共土木施設の被害状況を、専門知識の持った人たちからいち早く情報を収集するために、また、県や市町でこれらの施設の整備や維持管理に長年携わったOBの協力を得るために、兵庫県防災エキスパート登録制度を定めた。  
ID046砂防施設の被害状況調査を参照  
兵庫県災害救援専門ボランティア登録・派遣制度の創設（平成7年10月）  
[兵庫県ホームページ（<http://web.pref.hyogo.jp/syoubou/volunteer/>）]
- ・県内外で大規模災害等が発生した際、緊急に救援活動に赴く「兵庫県災害救援専門ボランティア」の登録・派遣制度を創設し、平成7年10月11日～11月2日にかけてボランティアの募集を行った。兵庫県災害救援専門ボランティアを募集した結果、約1,400件の応募があった。
- ・ボランティアの登録にあたり、11月18日から災害時に必要となる知識・技能について専門研修を実施し、平成8年1月17日に「兵庫県災害救援専門ボランティア」（ひょうご・フェニックス救援隊）を発足した。
- ・平成15年度におけるボランティアの登録件数は、以下のとおり。

| 分野          | 活動内容                                  | 資格要件  | 登録人員                        | 募集・研修・登録・派遣に当たる所管団体                   |         |
|-------------|---------------------------------------|---|-----------------------------|---------------------------------------|---------|
| 救急・救助ボランティア | 被災者の救急・救助活動<br>その他避難誘導等の支援活動に当たる。     | 消防・警察業務に知識、経験を有する者                          | 175名                        | 県消防協会<br>県警友会                         |         |
| 医療ボランティア    | 発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動に当たる。          | 医師及び看護職等                                    | チーム<br>医師 1<br>看護職3<br>事務職1 | 13 チーム<br>県私立病院協会                     |         |
|             |                                       | 個人  | 医師 74名<br>看護職 134名          | 県医師会<br>県看護協会                         |         |
|             |                                       | 歯科医師<br>歯科衛生士<br>歯科技工士                      | 個人                          | 歯科医師(55名)<br>歯科衛生士(46名)<br>歯科技工士(22名) | 県歯科医師会  |
|             |                                       | 薬剤師   | 個人                          | 82名                                   | 県薬剤師会   |
|             |                                       | 理学療法士                                       | 個人                          | 37名                                   | 県理学療法士会 |
|             |                                       | 作業療法士                                       | 個人                          | 11名                                   | 県作業療法士会 |
| 介護ボランティア    | 避難所等における要介護者への対応、一般ボランティアへの介護指導等に当たる。 | 介護福祉士の有資格者、または施設内、在宅などで介護経験がある介護職員、ホームヘルパー等 | 84名                         | 県社会福祉協議会                              |         |
| 手話通訳ボランティア  | 災害発生時、避難所等における聴覚障害者の通訳にあたる。           | 手話上級コース修了相当の手話能力を有する者                       | 56名                         | 県聴覚障害者協会                              |         |
| 建物判定ボランティア  | 建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否の判定に当たる。   | 応急危険度判定士                                    | 132名                        | 県住宅建築総合センター                           |         |

|                |   |                                      |             |                         |
|----------------|---|--------------------------------------|-------------|-------------------------|
| 情報・通信ボランティア    | 避難所等において、携帯用無線機器・バイク等を利用し、他の避難所との情報交換を行う。また、避難者の要望等を行政機関等に伝達する。 | アマチュア無線技士                            | 50名         | 日本アマチュア無線連盟兵庫支部         |
|                |   | 普通自動二輪車免許                            | 30名         | 兵庫レスキューサポートバイクネットワーク    |
| ボランティア・コーディネータ | 災害発生時の避難所等におけるボランティアの指導、調整等に当たる。                                | ボランティア団体や青少年団体等でリーダー等として一定の活動経験を有する者 | 78名         | 県青少年団体連絡協議会<br>県社会福祉協議会 |
| 輸送ボランティア       | バス及び船舶により専門ボランティア等の要員の搬送に当たる。<br>トラックにより資機材、義援物資等の輸送に当たる。       | トラック(貨客兼用車を含む。)                      | 46社<br>113台 | 県トラック協会                 |
|                |   | バス                                   | 11社<br>11台  | 県バス協会                   |
|                |   | 船舶                                   | 1社<br>2隻    | 県防災企画課                  |

総数 1,066名、医療 13 チーム、トラック 113 台、バス 11 台、船舶 2 隻

人と防災未来センターにおける専門家育成支援(平成14年～)[『阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会p564-567]

- ・平成14年4月に開設された人と防災未来センターでは、防災専門家の育成に着手している。具体的には、大学院修士課程修了者や災害対策業務に精通した者等を専任研究員(常勤)として3～5年任期で採用し、上級研究員を中心とする体系的な研究指導を通じて、大規模災害時に災害対策本部等に対して総合的・実戦的な助言等の支援ができる専門家として育成する。また、今後、防災ボランティアの育成等を行うこととしている。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果

被災宅地危険度判定士の登録・育成(『建設白書(平成12年)』建設省,p)

- ・「被災宅地危険度判定士」は、平成12年3月末において、4,025人が登録されている。

|     |  |
|-----|--|
| 市 町 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>「神戸市消防基本計画(後期)推進プログラム(神戸市)」の策定[『阪神・淡路大震災復興誌(第6巻)』(財)阪神・淡路大震災記念協会p590]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市は、「神戸市消防基本計画(後期)推進プログラム(神戸市)」を策定し、災害時に防災ボランティアとして活動が期待される専門的知識や技術、能力を有した人々に対して、円滑な活動が行えるように事前登録制度を進めるとともに、様々な支援方策についても検討を進めることとした。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> |
|-----|--|

|     |   |
|-----|---|
| その他 | <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>砂防ボランティア協会の設立</p> <p>【設立の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神淡路大震災では、土砂災害に関する知識をもった官民約260名の技術者からなる「地すべり等緊急支援チーム」が組織され、土砂災害危険箇所の情報収集を行った。</li> <li>・この活動を契機とし、全国各地で砂防ボランティア協会が設立され、土砂災害防止のための諸活動が行われてきている。</li> </ul> <p>【砂防ボランティアの活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防ボランティアとは、ボランティア精神に基づく「自発的」「無償的」「公共的」活動を通じ、土砂災害防止に貢献する者を指し、その活動は、以下のとおりである。</li> </ul> <p style="padding-left: 40px;">土砂災害に関する知識の一般の方への普及、広報活動</p> <p style="padding-left: 40px;">溪流、地盤等に生じる、土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡</p> <p>【斜面判定士の創設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国砂防ボランティア協議会(砂防ボランティア協会相互の連絡・情報交換を行うための機関)の会長が認めた資格として、斜面判定士の資格を創設した。同資格は、5年以上の砂防関係の仕事に従事した人で、斜面判定に関する講習会を受講した者に与えられる。</li> </ul> |
|-----|---|

参考資料：砂防ボランティア協会ホームページ (<http://sabopc.or.jp/boran/index.htm>)  
(財)砂防フロンティア整備推進機構ホームページ (<http://www.sff.or.jp/annai06.html>)

NPO「リスクマネジメント推進支援機構」の設立[「阪神・淡路大震災復興誌(第7巻)」(財)阪神・淡路大震災記念協会,p574]

- ・平成14年1月17日、阪神・淡路大震災の被災地の産学関係者が、大規模災害や事故といった危機管理のノウハウを中小企業や地域に伝授するNPO「リスクマネジメント推進支援機構」を設立。地域の防災団体、中小企業など向けに情報提供、アドバイザー養成事業などを手がけていく。阪神・淡路まちづくり支援機構[広原盛明「阪神・淡路まちづくり支援機構」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編,p234-235]
- ・阪神・淡路まちづくり支援機構は、「まちづくり支援制度の全国的整備」を目指し、いまなお活動を継続している。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果  
砂防ボランティア協会の加盟数

- ・平成12年12月現在で62団体3,487人(うち斜面判定士1,373人)

参考資料:(財)砂防フロンティア整備推進機構ホームページ (<http://www.sff.or.jp/annai06.html>)

#### これまでの各方面からの指摘事項

明石照久「震災以後の専門家派遣制度の運用に関する考察 こうべすまい・まちづくり人材センターの取り組みと課題」では、こうべすまい・まちづくり人材センターの専門家派遣制度の課題について、以下のように指摘している。

##### 専門家派遣制度に対する評価

- ・少なくとも建築物共同化の事例の約60パーセント、マンションの再建の約90パーセントについては、竣工又は着工若しくは事業化の見通しがたつ状態となっており、非常に高い事業化率を示している。専門家の派遣が無ければ、状況がどのように変化していたかについては推測の域を出ないが、このように高い事業化率を達成することは難しかったのではないかとと思われる。
- ・平成8年度及び9年度の両年度にわたって専門家を派遣した団体を対象にアンケートを実施したが、回答を寄せた団体(回答率74.3%)からは概ね好意的な評価を得ている。ことに住民の意向集約、情報伝達、問題点の整理等の面での専門家の働きに対する評価が高かった。反面、地元とのコミュニケーションが不足しているようなケースについては専門家の対応に対する不満が寄せられていた。不満の主なものは[1]十分な時間を取ってもらえなかった。[2]十分な専門知識が無かった。[3]住民の意見調整に踏み込んだ対応をしてもらえなかった。等であった。

##### 新しいニーズの掘り起こし

- ・震災直後のいわば急性期は過ぎ、震災復興の緊急対応と言う側面はこれから次第に後退していくものと思われる。これに変わってより息の長い視点に立った「まちづくり」支援のあり方が問われる時期に差し掛かっており、新たなニーズの掘り起こしと事業展開のフィールドを探る努力を続ける必要がある。特に集合住宅管理の専門性、困難性を考えると専門家による支援の必要性は今後ますます高まっていくものと思われる。ことに都市住宅に占める集合住宅の比重は増えこそすれ減ることは無いだろうし、特に神戸においては震災の受け皿住宅として多数の分譲集合住宅が建設されているため、これらの住宅の管理に当たって、管理組合などをサポートするシステムが不可欠のものとなってくると考えられる。したがって、住宅の共同化やマンション再建と言う建設段階に止まらず、管理段階でも専門家による支援が受けられる制度の創設が今後の検討課題となるように思われる。

##### 永続的で安定した制度への移行

- ・現在の人材センターの仕組みはどちらかと言えば、緊急時対応の性格が色濃いため、財政措置も含め、永続的かつ安定的な制度として育てていく必要があると考える。

##### 事例情報の収集と整理

- ・専門家派遣の事例は、約300件に上り、膨大な事例情報が集積されてきている。すまい・まちづくりに係わる問題は極めて個別具体的で条件適応的な性格が濃いいため、必ずしも先行事例がそのまま役に立つことはないかもしれないが、集積された事例は、問題解決の糸口となりうるものであり、住宅問題、さらには都市問題全般を考える上で極めて貴重な情報の宝庫であると思われる。これらの情報を体系的に収集し、整理をしていく体制と組

織の確立が望まれる。

#### 人材の育成プログラム

- ・震災以後の「すまい・まち」の復興支援に大きな力を発揮した各種の専門知識を備えたコンテンツの専門家と合意形成プロセスを支援するファシリテーター型の専門家を育てるための効果的な教育プログラムを関係者の英知を集めて確立していくことが望ましい。たとえば、行政、企業、市民、専門家、大学などの関係者の中でフィールドの情報をフィードバックできるような新しいタイプの専門教育のあり方を探ることを目的としたプロジェクトチームを組織することなども検討に値すると思われる。ところで、三年にわたる人材センターの取り組みを通して明らかになったことの一つに「すまい・まちづくり」の分野における「人的資源開発」の戦略的な重要性をあげることができるように思う。「すまい・まちづくり」には、多くの専門家による専門的・技術的支援が不可欠である。そして、それらの専門家の力をうまく組み合わせ、大きな力を引き出すことのできるコーディネーター機能の確立こそが最も大きな課題であるように思う。このような機能を担うことのできる人材は、必ずしも多くないし、育てていくにも多くの時間を要する。従来の行政内部の研修ではコーディネーター（ファシリテーター型）の人材育成の視点は、ほとんど欠落しているように思われる。これからの「まちづくり」を支えていくのは、むしろ、コンテンツの専門家ではなく、ファシリテーター型の専門家であると思われる。この種の専門家を発掘し、育てていくことは、まちづくり支援の大きな課題であろう。

#### 新しい技法の研究・開発

- ・合意形成を円滑に進めるための技法の研究・開発も今後の課題であると思う。（例えば、ワークショップ技法など）まちづくりセンターでは、コンサルタントネットワーク等の支援を得ながら、「市民安全まちづくり大学」などの機会を通して「まちづくりワークショップ」にも取り組んできた。この過程で、支援スタッフとして若手の市職員等が多数参加し、ワークショップのスキルアップの面だけではなく、人材育成の面でもかなりの効果を上げてきている。今後、さらに効果的な技法の確立に向けて、各方面からの支援・協力が望まれる。

資料：明石照久「震災以後の専門家派遣制度の運用に関する考察 こうべすまい・まちづくり人材センターの取り組みと課題」より抜粋整理

広原盛明氏は、阪神・淡路まちづくり支援機構について、以下のように指摘している。

- ・機構が各分野の専門家を「フルセット・パッケージ」にして被災現場に送り込み、被災者のまちづくり相談に対応してきたことは特筆に値すると言わなければならない。（中略）震災直後の各種の相談活動においても、個々の専門的助言もさることながら、信頼できる専門家団体の支援活動それ自体が被災者の安心感と秩序ある行動を支えたことは、機構の社会的存在機能の重要性を示すものである。
- ・大震災から7年有余を経過した現在、機構はいまなお地道な活動を続けている。関係者の必死の努力にもかかわらず、機構が発足するまでに1年7ヶ月もの長期間を要した教訓に照らして、機構をどうしても存続させなければならないとの声が強いかからである。また解散してしまえば、次の震災時に同様の支援機構を組織すること自体が困難になると予測されるからである。

資料：（広原盛明「阪神・淡路まちづくり支援機構」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編）より抜粋

### 課題の整理

- 行政と専門家との連携体制の構築
- 複数の専門職能の連携による支援体制の構築
- 専門家派遣に対する補助制度の充実
- 災害支援活動を行う専門家の育成

### 今後の考え方など

- 震災復興事業地区の内外で進められている。「まちづくり協議会」方式によるまちづくり活動において、専門家派遣等支援制度の有効性が確認されている。引き続き、協働で取り組む地域の活動を支援していく必要がある。（神戸市）
- 上記課題を踏まえて、支援・連携の体制を検討していく。（尼崎市）